

令和2年 北九州市農業委員会 第3回総会 議事録

1 日 時 令和2年9月10日(木) 午前9時54分～9時58分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 17名

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 藤 堂 孝 雄 | 久保田 晴 彦 | 棚 野 保 博 | 木 原 幹 雄 |
| 井手尾 秋 義 | 稲 光 進 | 倉 成 保 彦 | 本 田 春 夫 |
| 中 村 治 雄 | 各 務 浩 | 中 谷 陽 子 | 八木田 経 二 |
| 久 野 善 隆 | 田 中 義 一 | 岩 谷 紀 尚 | 川 江 秀 孝 |
| 原 田 智 弘 | | | |

欠席委員 2名

| | |
|---------|---------|
| 古 田 俊 策 | 大 庭 喜 重 |
|---------|---------|

4. 事務局出席者

| | | | |
|----------|--------|--------|--------|
| 橋 本 事務局長 | 篠 田 次長 | 村 上 係長 | 吉 田 係長 |
| 松 本 主任 | | | |

5. 議 事

(1) 報告事項

【東部地区】

| | | |
|-------|------------------------------|-----|
| 報告第7号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について | 3件 |
| 報告第8号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について | 13件 |

【西部地区】

| | | |
|-------|------------------------------|----|
| 報告第6号 | 非農地証明願について | 1件 |
| 報告第7号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について | 4件 |
| 報告第8号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について | 7件 |
| 報告第9号 | 農地改良届について | 1件 |

(2) 議案及び結果

【東部地区】

| | | |
|--------|----------------------|----|
| 議案第11号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第13号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |

【西部地区】

| | | |
|--------|----------------------|----|
| 議案第12号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
|--------|----------------------|----|

6. 傍聴人 なし

事務局長

ただ今より、令和2年北九州市農業委員会第3回総会を始めさせていただきます。本日は19名の農業委員の皆様の中、17名ご出席いただいておりますので、この会が成立していることをまずご報告させていただきます。

それから事務局からお願いでございます。携帯電話は電源をオフにさせていただくか、マナーモードに切り替えをお願いいたします。

それでは、以降の会の進行は、会長をお願いいたします。

会 長

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和2年第3回総会を開催します。

本日の総会は、コロナウイルス感染防止対策のため、会議時間を極力、短縮して行いたいと考えております。

従いまして、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略します。

東部地区及び西部地区の議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容はご覧いただいていることと思っておりますので、本総会の報告事項につきましては、ご承認願います。

次に議案の審議ですが、先日通知したとおり、報告事項と同様に事務局による個別内容の説明は省略いたします。

それでは東部地区の議案から審議します。東部地区議案書の5頁をお開きください。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回、現地調査を行っていただいた門司区猿喰地区担当の八木田委員から報告をお願いします。

八木田委員

先日、事前に協議を実施し、担当の農業委員が説明され、承認をいただいております。よろしく申し上げます。

会 長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議はないようですので、議案第11号は「許可」と決定いたします。

続きまして、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回現地調査を行った小倉南区横代地区担当の私、井手尾から報告します。

申請地は近隣にJR石田駅がある第3種農地であり、転用目的どおり無蓋資材置場及び無蓋駐車場に転用することは、特に問題はございません。近くには小学校も隣接しております。

会 長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議はないようですので、議案第13号は「許可相当」と決定いたします。

次に、西部地区の議案について審議します。西部地区議案書の6頁をお開きください。議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。

では、報告を倉成委員お願いします。

倉成委員

議案第12号の4条許可申請についてご報告いたします。

今回の申請地については、「貸無蓋資材置場」です。申請人が「貸無蓋資材置場」に転用し、建設会社等に賃貸するものです。地元水利権者の承諾も得ており、被害防除計画も十分であり、転用については、特に問題なく許可相当という結論でした。以上、報告いたします。

会 長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議はないようですので、議案第12号につきましては「許可相当」と決定いたします。

会 長

以上をもちまして、本日の議案審議は全て終わりました。本日の署名委員は、5番木原委員と7番 稲光委員です。よろしくお願いします。

その他に何かありませんか。

会 長

事務局からは何かありますか。

事務局

特にありません。

会 長

なければ、これで第3回総会を終了します。お疲れさまでした。